

## あげお de マルシェ（模擬店・即売）出店基準

### （出店資格）

第1条 次の各号に掲げるもので、主催者に諮り承認された者を認めるものを出店者として認める。

- (1) 上尾商工会議所の会員または上尾商工会議所が認めた事業者

### （禁止事項）

第2条 あげお de マルシェ出店者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 消火器の非設置等、上尾商工会議所の求める火災予防の著しい欠如
- (2) 来場者に怪我等の危険を及ぼす可能性が高い内容を含んだ出店
- (3) 上尾商工会議所や他の出店事業者の信頼を著しく損なう行為

2 上尾商工会議所は、前項に掲げる各号に違反した事業者に対し、出店禁止等の措置を行うことが出来る。

第3条 その他出店基準に定めのない事項については、上尾商工会議所で決定する。